

関 係 法 令

水 道 法 （抄）

昭和 3 2 年 6 月 1 5 日法律第 1 7 7 号

改正 令和 元年 6 月 1 4 日法律第 3 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 水道の基盤の強化（第 5 条の 2－第 5 条の 4）
- 第 3 章 水道事業
 - 第 1 節 事業の認可等（第 6 条－第 1 3 条）
 - 第 2 節 業務（第 1 4 条－第 2 5 条）
 - 第 3 節 指定給水装置工事事業者（第 2 5 条の 2－第 2 5 条の 1 1）
 - 第 4 節 指定試験機関（第 2 5 条の 1 2－第 2 5 条の 2 7）
- 第 4 章 水道用水供給事業（第 2 6 条－第 3 1 条）
- 第 5 章 専用水道（第 3 2 条－第 3 4 条）
- 第 6 章 簡易専用水道（第 3 4 条の 2－第 3 4 条の 4）
- 第 7 章 監督（第 3 5 条－第 3 9 条）
- 第 8 章 雑則（第 3 9 条の 2－第 5 0 条の 3）
- 第 9 章 罰則（第 5 1 条－第 5 7 条）
- 附則

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第 2 条の 2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。

ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- 5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
 - 一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - 二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、

建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、ふつ弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設基準)

第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水

池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第1章の2 広域的水道整備計画

第5条の2 (略)

第5条の3 (略)

第3章 水道事業

第1節 事業の認可等

第6条 (事業の認可及び経営主体) (略)

第7条 (認可の申請) (略)

第8条 (認可基準) (略)

第9条 (附款) (略)

第10条 (事業の変更) (略)

第11条 (事業の休止及び廃止) (略)

第12条 (技術者による布設工事の監督) (略)

第13条 (給水開始前の届出及び検査) (略)

第2節 業務

(供給規程)

- 第14条** 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
 - 五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

- 第15条** 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
 - 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

- 第16条** 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

- 第16条の2** 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。
- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以

下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第18条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第19条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第22条の2第2項に規定する点検を含む。)

二 第13条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三 給水装置の構造及び材質が第16条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第1項の規定による水質検査

五 第21条第一項の規定による健康診断

六 第22条の規定による衛生上の措置

七 第22条の3第1項の台帳の作成

八 第23条第1項の規定による給水の緊急停止

九 第37条前段の規定による給水停止

- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

(水質検査)

第20条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録をうけた者に委託して行うときは、この限りでない。

第20条の2から16まで (略)

(健康診断)

第21条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第22条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第22条の2から4まで (略)

(給水の緊急停止)

第23条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火栓)

第24条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

- 2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をし

なければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(情報提供)

第24条の2 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

(業務の委託)

第24条の3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2～8項(略)

第24条の4から13まで(略)

第25条 (簡易水道事業に関する特例) (略)

第3節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるものの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第25条の7 指定給水装置工事業業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事業業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事業業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第25条の10 水道事業者は、指定給水装置工事業業者に対し、当該指定給水装置工事業業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第4節 指定試験機関

第25条の12から27まで (略)

第4章 水道用水供給事業

第26条 (事業の認可) (略)

第27条 (認可の申請) (略)

第28条 (認可基準) (略)

第29条 (附款) (略)

第30条 (事業の変更) (略)

第31条 (準用規定) (略)

第5章 専用水道

(確認)

第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

- 二 水道事務所の所在地
- 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 1日最大給水量及び1日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の概要
 - 五 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - 六 浄水方法
 - 七 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。

(準用)

第34条 第13条、第19条(第2項第3号及び第7号を除く。)、第20条から第22条の2まで、第23条及び第24条の3(第7項を除く。)の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	厚生労働大臣	都道府県知事
第19条第2項	事項	事項(第3号及び第7号に掲げる事項を除く。)
第24条の3第2項	厚生労働大臣	都道府県知事
第24条の3第4項	第19条第2項各号	第19条第2項各号(第3号及び第7号を除く。)
第24条の3第6項 第24条の3第8項	第17条、第20条から第22条の3	第20条から第22条の2
	第25条の9、第36条第2項並びに第39条(第2項	第36条第2項並びに第39条(第1項
	同項各号	同項各号(第3号及び第7号

		を除く。)
--	--	-------

- 2 一日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第3項の規定を準用しない。

第6章 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第34条の3 (検査の義務) (略)

第34条の4 (準用) (略)

第7章 監督

(認可の取消し)

第35条 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなく、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

- 2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

- 3 厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第1項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。

この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(改善の指示等)

第36条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るために緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

- 第38条** 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第39条** 厚生労働大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第8項において同じ。）を検査させることができる。
- 2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることが

できる。

- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 4 前3項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8章 雑則

第39条の2 （災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）（略）

第40条 （水道用水の緊急応援）（略）

第41条 （合理化の勧告）（略）

第42条 （地方公共団体による買収）（略）

第43条 （水源の汚濁防止のための要請等）（略）

第44条 （国庫補助）（略）

第45条 （国の特別な助成）（略）

第45条の2 （研究等の推進）（略）

（手数料）

第45条の3 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

- 3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第46条 （都道府県が処理する事務）（略）

第47条 削除

第48条 （管轄都道府県知事）（略）

第48条の2 （保健所を設置する市又は特別区に関する読替え等）（略）

（不服申立て）

第48条の3 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

（特別区に関する読替）

第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と

読み替えるものとする。

第50条 （国の設置する専用水道に関する特例）（略）

第50条の2 （国の設置する簡易専用水道に関する特例）（略）

第50条の3 （経過措置）（略）

第9章 罰則

第51条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 前2項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第1項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者
- 二 第23条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第26条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項前段の規定に違反した者
- 二 第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第15条第1項の規定に違反した者
- 四 第15条第2項(第24条の8第1項(第31条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(第31条において準用する場合を含む。))の規定に違反して水を供給しなかつた者
- 五 第19条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第24条の3第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、業務を委託した者
- 七 第24条の3第3項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 八 第24条の7第2項(第31条において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 九 第30条第1項の規定に違反した者
- 十 第37条の規定による給水停止命令に違反した者
- 十一 第40条第1項(第24条の8第1項(第31条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第3項の規定による命令に違反した

者

第53条の2 第20条の13（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条の3 第25条の17第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条の4 第25条の24第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者
- 二 第13条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者
- 三 第20条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第21条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第22条（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第29条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者
- 七 第32条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者
- 八 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第7条第4項第7号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第14条第6項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第38条第2項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの
- 二 第10条第3項、第11条第3項（第31条において準用する場合を含む。）、第24条の3第2項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）又は第30条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第20条の9（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第20条の14（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第20条の15第1項（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第25条の20の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第25条の22第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第25条の23第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第57条 正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 （昭和32年6月法律第177号）から

附 則 （平成29年5月31日法律第41号）まで （略）

附 則 （平成30年12月12日法律第92号）（抄）

（指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に水道法第16条の2第1項の指定を受けている同条第2項に規定す

る指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第25条の3の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行の日(以下この項において「改正法施行日」という。)の前日から起算して5年(当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間)を経過する日まで」とする。

附 則 （令和元年6月14日法律第37号）（抄）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第40条、第59条、第61条、第75条(児童福祉法第34条の20の改正規定に限る。)、第85条、第102条、第107条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第26条の改正規定に限る。)、第111条、第143条、第149条、第152条、第154条(不動産の鑑定評価に関する法律第25条第6号の改正規定に限る。)及び第168条並びに次条並びに附則第3条及び第6条の規定
公布の日

水 道 法 施 行 令 （抄）

昭和 3 2 年 1 2 月 1 2 日 政令第 3 3 6 号

改正 令和 元年 1 2 月 1 3 日 政令第 1 8 3 号

（専用水道の基準）

第 1 条 水道法（以下「法」という。）第 3 条第 6 項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径 2 5 ミリメートル以上の導管の全長 1, 5 0 0 メートル
- 二 水槽の有効容量の合計 1 0 0 立方メートル

2 法第 3 条第 6 項第 2 号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が 2 0 立方メートルであることとする。

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第 2 条 法第 3 条第 7 項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 1 0 立方メートルであることとする。

第 3 条 （水道施設の増設及び改造の工事）（略）

第 4 条 （法第 1 1 条第 2 項に規定する給水人口の基準）（略）

第 5 条 （布設工事監督者の資格）（略）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第 6 条 法第 1 6 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 3 0 センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は、漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第 7 条 （水道技術管理者の資格）（略）

第 8 条 （登録水質検査機関等の登録の有効期間）

第 9 条 （業務の委託）（略）

第 1 0 条 （略）

第 1 1 条 （受託水道業務技術管理者の資格）（略）

第 1 2 条 （国庫補助）（略）

（手数料）

第 1 3 条 法第 4 5 条の 3 第 1 項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者 2,500円

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、2,450円）

二 免状の書換え交付を受けようとする者 2,150円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）

三 免状の再交付を受けようとする者 2,150円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）

2 法第 4 5 条の 3 第 2 項の政令で定める受験手数料の額は、16,800円とする。

第 1 4 条 （都道府県の処理する事務）（略）

第 1 5 条 （指定都道府県の処理する事務）（略）

第 1 6 条 （管轄都道府県知事）（略）

附 則 （昭和 32 年 12 月政令第 336 号）から

附 則 （平成 31 年 4 月 17 日政令第 154 号）まで（略）

附 則 （令和元年 12 月 13 日政令第 183 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年 12 月 16 日)から施行する。

水道法施行規則（抄）

昭和32年12月14日厚生省令第45号

改正 令和元年9月30日厚生労働省令第57号

目次

第1章 水道事業

第1節 事業の認可等（第1条－第17条の4）

第2節 指定給水装置工事事業者（第18条－第36条）

第3節 指定試験機関（第37条－第48条）

第2章 水道用水供給事業（第49条－第52条）

第3章 専用水道（第53条・第54条）

第4章 簡易専用水道（第55条－第56条の8）

第5章 雑則（第57条）

附則

第1章 水道事業

第1節 事業の認可等

（令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的）

第1条 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第1条の2から3まで（略）

第2条（事業計画書の記載事項）（略）

第3条（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）（略）

第4条（工事設計書の記載事項）（略）

第5条から第7条まで（法第8条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目）（略）

第7条の2（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）（略）

第8条（変更認可申請書の添付書類等）（略）

第8条の2から4まで（略）

第9条（布設工事監督者の資格）（略）

第10条（給水開始前の水質検査）（略）

第11条（給水開始前の施設検査）（略）

（法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第12条から同条の3まで（略）

第12条の4 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第4号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

二 料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

第12条の5 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第5号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第12条の6 （料金の変更の届出）（略）

（給水装置の軽微な変更）

第13条 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第14条 （水道技術管理者の資格）（略）

第14条の2から16まで （略）

第15条 （定期及び臨時の水質検査）（略）

第15条の2から10まで （略）

第16条 （健康診断）（略）

第17条 （衛生上必要な措置）（略）

第17条の2から4まで （略）

（情報提供）

第17条の5 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第6号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に（第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第7号及び第8号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

二 水道事業の実施体制に関する事項（法第24条の3第1項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。）

- 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
- 七 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第17条の6から12まで （略）

第2節 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

三 事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

（厚生労働省令で定める者）

第20条の2 法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の選任）

第21条 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内

に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第22条 法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第23条 法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

(免状の交付申請)

第24条 法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第4による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）
- 二 第33条の規定により交付する合格証書の写し

(免状の様式)

第25条 法第25条の5第1項の規定により交付する免状の様式は、様式第5による。

(免状の書換え交付申請)

第26条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第6による。

(免状の再交付申請)

第27条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第7による。

3 免状を破り、又は汚した者が第1項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第28条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第29条 厚生労働大臣は、法第25条の6第1項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

第30条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生概論
- 二 水道行政
- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論
- 八 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第31条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第32条 試験を受けようとする者は、様式第8による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（法第25条の12第1項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

- 一 法第25条の6第2項に該当する者であることを証する書類
- 二 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載するこ

と。)

- 三 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第9による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第33条 厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第34条 法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、役員の氏名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - 二 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第11による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技

能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

ロ 施行の場所

ハ 施行完了年月日

ニ 給水装置工事主任技術者の氏名

ホ 竣工図

ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

第3節 指定試験機関

第37条 （指定試験機関の指定の申請） （略）

第38条 （指定試験機関の名称等の変更の届出） （略）

第39条 （役員の選任又は解任の認可の申請） （略）

第40条 （試験委員の要件） （略）

第41条 （試験委員の選任又は変更の届出） （略）

第42条 （試験事務規程の認可の申請） （略）

第43条 （試験事務規程の記載事項） （略）

第44条 （事業計画及び収支予算の認可の申請） （略）

第45条 （帳簿） （略）

第46条 （試験結果の報告） （略）

第47条 （試験事務の休止又は廃止の許可の申請） （略）

第48条 （試験事務の引継ぎ等） （略）

第2章 水道用水供給事業

第49条 （認可申請書の添附書類等） （略）

第50条 （事業計画書の記載事項） （略）

第51条（変更認可申請書の添付書類等）（略）

第51条の2から5まで（略）

第52条（準用）（略）

第3章 専用水道

第53条（確認申請書の添付書類等）（略）

第54条（準用）（略）

第4章 簡易専用水道

（管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第56条の2から8まで（略）

第5章 雑則

第57条（証明書の様式）（略）

附 則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）から

附 則（令和 元年9月13日厚生労働省令第46号）まで（略）

附 則（令和 元年9月30日厚生労働省令第57号）

（施行期日）

- 1 この省令は、水道法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十月一日)から施行する。ただし、この省令による改正後の水道法施行規則第十七条の三(同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年九月三十日までは、適用しない。

水質基準に関する省令（抄）

水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令

平成15年 5月30日 厚生労働省令第101号
 一部改正 平成27年 3月29日 厚生労働省令第 29号
 平成27年4月1日施行

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、プロモジク ロロメタン及びブロモホルムのそれ	0.1mg/L以下であること。

	ぞれの濃度の総和)	
2 8	トリクロロ酢酸	0.3mg/L 以下であること。
2 9	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下であること。
3 0	ブロモホルム	0.09mg/L 以下であること。
3 1	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下であること。
3 2	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること。
3 3	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下であること。
3 4	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること。
3 5	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること。
3 6	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下であること。
3 7	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること。
3 8	塩化物イオン	200mg/L 以下であること。
3 9	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下であること。
4 0	蒸発残留物	500mg/L 以下であること。
4 1	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下であること。
4 2	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ－4,8a －ジメチルナフタレン－4a(2H)－オ ール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L 以下であること。
4 3	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ [2,2,1]ヘプタン－2－オール(別名2 －メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L 以下であること。
4 4	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下であること。
4 5	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下であること。
4 6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下であること。
4 7	pH値	5.8以上 8.6以下であること。
4 8	味	異常でないこと。
4 9	臭気	異常でないこと。
5 0	色度	五度以下であること。
5 1	濁度	二度以下であること。

附則 (平成27年3月2日厚生労働省令第29号) 抄
(施行期日)

第1条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抄）

平成 9 年 3 月 19 日 厚生省令第 14 号

一部改正 平成 26 年 2 月 28 日 厚生労働省令第 15 号

平成 26 年 4 月 1 日施行

（耐圧に関する基準）

第 1 条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により 1.75MPa の静水压を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水压を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により 1.75MPa の静水压を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水压で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前 1 号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により 20kPa の静水压を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水压に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2 m毎秒又は当該給水用具内の動水圧0.15MPaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならない。

ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止するこ

とができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3mmを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1)減圧弁	1.5MPa	当該減圧弁の設定圧力
(2)当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3kPa及び 1.5MPa	3kPa
(3)浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5MPa	50kPa
(4)浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであつて逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5MPa	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50kPaのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75mmを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置

を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から -54kPa の圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が 25mm 以下のものにあっては、別表第2の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が 25mm を超えるものにあっては、別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下 $20\text{度} \pm 2\text{度}$ の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下 $20\text{度} \pm 2\text{度}$ の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第7条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則 （平成16年1月26日厚生労働省令第6号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成17年3月31日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「0.5mg/l」とあるのは「1.0mg/l」と、同項の下欄中「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

第3条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「0.0005mg/l」とあるのは「0.005mg/l」とする。

第4条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成21年3月6日厚生労働省令第27号) から

附 則 (平成22年2月17日厚生労働省令第18号) 抄

附 則 (平成23年1月28日厚生労働省令第11号) 抄

附 則 (平成24年9月6日厚生労働省令第123号)まで (略)

附 則 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) 抄__

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第3条の規定による改正後の給水装置構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第 1

事 項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.0003mg/L以下であること。	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.00005mg/L以下であること。	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.001mg/L以下であること。	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.001mg/L以下であること。	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.001mg/L以下であること。	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.005mg/L以下であること。	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/L 以下であること。	0.04mg/L 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン化物イオン及び塩化シアンシアンの量に関して、 0.001mg/L以下であること。	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下であること。	10mg/L以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.08mg/L以下であること。	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
1、4 - ジオキサン	0.005mg/L以下であること。	0.05mg/L以下であること。
1、2 - ジクロロエタン	0.0004mg/L以下であること。	0.004mg/L以下であること。
シス-1、2-ジクロロエチレン 及びトランス- 1、2 - ジクロロエチレン	0.004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ベンゼン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下であること。	0.08mg/L以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.02mg/L以下であること。	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、	鉄の量に関して、

	0.03mg/L以下であること。	0.3mg/L以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	銅の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 20mg/L以下であること。	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005mg/L以下であること。	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下であること。
塩化物イオン	20mg/L以下であること。	200mg/L以下であること。
蒸発残留物	50mg/L以下であること。	500mg/L以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	0.2mg/L以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.0005mg/L以下であること。	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下であること。
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	0.5mg/L以下であること。	3mg/L以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L以下であること。	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L以下であること。
2、4－トルエンジアミン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
2、6－トルエンジアミン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
スチレン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
1、2－ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
1、3－ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。		

別表第2

呼び径の区分	近接壁から吐水口の 中心までの水平距離	越流面から吐水口の 最下端までの垂直距離
13mm以下のもの	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下のもの	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下のもの	50mm以上	50mm以上

備考

- 1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越

流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「25mm」とあり、又は「40mm」とあるのは、「50mm」とする。

- 2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「25mm」とあり、「40mm」とあり、又は「50mm」とあるのは、「200mm」とする。

別表第 3

区 分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが $(3 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(3 \times D)$ mmを超え $(5 \times D)$ mm以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(5 \times D)$ mmを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが $(4 \times D)$ mm以下のもの	$(3.5 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ mmを超え $(6 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(6 \times D)$ mmを超え $(7 \times D)$ mm以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(7 \times D)$ mmを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上

備 考

- 1 D：吐水口の内径（単位 mm）
d：有効開口の内径（単位 mm）
- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200mm未満の場合にあっては、当該距離は200mm以上とする。

昭島市給水条例（抄）

昭和42年12月25日条例第32号

改正 令和2年3月31日条例第10号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第11条—第21条）
- 第3章 給水（第22条—第29条）
- 第4章 料金及び手数料（第30条—第39条）
- 第5章 管理（第40条—第43条）
- 第6章 貯水槽水道（第43条の2—第43条の5）
- 第7章 罰則（第44条・第45条）
- 第8章 補則（第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、昭島市水道事業の給水についての水道料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）給水装置

需要者に浄水（以下「水」という。）を供給するため、昭島市水道事業において施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（2）点検期日

水道料金算定の基準日として、あらかじめ地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定に基づき管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が定めた日をいう。

（給水区域）

第3条 水道の給水区域は、昭島市全域とする。

第4条から第6条まで 削除

（管理人の選定）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 市長が別に定める増圧給水設備以下の給水装置により水道を使用する者
- (3) 第31条の4の規定により第31条の2及び第31条の3に定める料金が各戸に適用されることとなつた共同住宅の水道使用者
- (4) 受水タンク以下の装置により水道を使用する者

(権利義務の承継)

第8条 給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する一切の権利義務を承継する。

(同居人等の行為に対する責任)

第9条 給水装置の使用者又は所有者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第10条 給水装置の使用者又は管理人若しくは所有者（以下「水道使用者等」という。）は、善良な注意をもつて、水が汚染され又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは直ちに修繕その他必要な処置を市長に請求しなければならない。

- 2 前項の規定による請求がなくとも、市長がその必要があると認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前2項により修繕を必要とする場合の費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、市長の負担において修繕を行うことができる。
- 4 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

第11条 削除

(給水装置の新設等の申込み)

第12条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みに当たり、利害関係人がある場合は、その者の同意を得なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(工事の施行)

第13条 工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ市長

の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第14条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事の費用負担区分）

第15条 工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

（工事費の算出方法）

第16条 前条に規定する工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- （1）材料費
- （2）運搬費
- （3）労力費
- （4）道路復旧費
- （5）工事監督費
- （6）間接費

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前各項に規定するもののほか、工事費の算出について必要な事項は、市長が別に定める。

（工事費の予納）

第17条 第13条の規定により市長が施行する工事を申し込む者は、設計によつて算定した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長において予納する必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事しゅん工後にこれを清算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。

（工事費の分納）

第18条 前条第1項の工事費の概算額は、新設工事に関するものに限り、市長の承認を受けて3月以内において分納することができる。

(所有権の留保等)

第19条 市長が施行した工事の工事費が完納になるまでは、当該給水装置の所有権は、市長に留保し、その管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第20条 市長が施行した工事の工事費を申込者が指定期間内に納入しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、市長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、その損害を市長に賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第20条の2 工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(給水装置の変更等の工事)

第21条 市長は、配水管の移転その他の理由によつて、既設の給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の使用者又は所有者の同意がなくとも工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第22条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(水道メーターの設置)

第23条 市長は、給水する場合その給水装置に水道メーターを設置する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 受水タンク以下において使用水量を計量するため、特に必要がある場合における水道メーターの設置は、当該給水用具所有者の負担とする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 前2項の水道メーターの設置位置は、市長が定める。

(水道メーターの貸与及び管理)

第24条 前条第1項の規定により市長が設置した水道メーターは、当該水道使用者等に貸与する。

2 水道使用者等は、前項の規定により貸与された水道メーターを善良な注意をもつて管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠つたため、水道メーターを亡失又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(使用水量の計量)

第25条 使用水量の計量は、第23条第1項の規定により設置した水道メーターにより隔月点検期日に計量する。

- 2 市長が必要と認めたときは、第23条第2項の規定により設置した水道メーターについても前項の規定に準じ計量することができる。

(消火栓の使用等)

第26条 消火栓は、公設、私設の別なく消火又は演習若しくは特に市長の許可を得た場合のほかは、使用することができない。

- 2 演習のため消火栓を使用するときは、あらかじめ市長に申し出て、市長の指定する職員の立会いを要する。

- 3 消火栓を使用した場合は、次に掲げる事項を使用後5日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用年月日
- (3) 使用消火栓数
- (4) 使用時間

(届出の義務)

第27条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道使用をやめるとき。
 - (2) 公衆浴場営業（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場の営業をいう。以下同じ。）に水道を使用するとき又はその使用を廃止するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (2) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (3) 使用者又は管理人に変更があつたとき。
- (4) 所有者又は管理人の住所に変更があつたとき。
- (5) 第7条第3号に定める者のうち、戸数に異動があつたとき。

(給水装置及び水質の検査)

第28条 市長は、水道使用者等から給水装置又は水質について検査の請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

(給水停止又は使用制限等)

第29条 市長は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止し、又は水道の使用を制限することができる。

- 2 前項の規定による給水の停止又は使用の制限について必要な事項は、その都度市長が予告する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の停止若しくは使用の制限又は断水により水道使用者に損害が生じることがあつても、市はその責任を負わない。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第30条 水道料金（以下「料金」という。）は、給水装置の使用者又は、管理人から徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、給水装置の所有者から徴収することができる。

- 2 第7条第2号から第4号までに定める者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第31条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率とを合算した数値に1を加えた数値を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(基本料金)

第31条の2 基本料金は、給水管の呼び径（水道メーターの取付部分の呼び径をいう。以下同じ。）の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

給水管の 呼び径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル
基本料金	480円	670円	790円	2,100円	4,200円	14,000円
給水管の 呼び径	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル	250ミリメートル	300ミリメートル
基本料金	31,000円	63,000円	104,000円	222,000円	311,000円	517,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に水道を使用する場合の基本料金は、1月当たり480円とする。

(従量料金)

第31条の3 従量料金は、給水管の呼び径に応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

給水管の 呼び径	従 量 料 金					
25ミリメートル以下	使用水量 10立方メートルを超え、20立	使用水量 20立方メートルを超え、30立	使用水量 30立方メートルを超え、100	使用水量 100立方メートルを超え、200	使用水量 200立方メートルを超え、	使用水量 1,000立方メートルを超える

	方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 100円	方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 135円	立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 170円	立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 240円	1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 295円	分 1 立方メートルにつき 350円
30 ミリメートル及び40 ミリメートル	使用水量100立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 170円			使用水量 100立方メートルを超え、200 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 240円	使用水量 200立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 295円	使用水量 1,000 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 350円
50 ミリメートル及び75 ミリメートル	使用水量1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 295円					使用水量 1,000 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 350円
100ミリメートル以上	使用水量 1 立方メートルにつき 350円					
備考 呼び径が25ミリメートル以下の給水管については、使用水量10立方メートルまでの分に係る従量料金は、無料とする。						

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に水道を使用する場合の従量料金は、1月当たりの使用水量が10立方メートルまでの分については無料とし、10立方メートルを超える分については1立方メートルにつき70円とする。

3 水泳プール及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第2条第1項に規定する普通公衆浴場以外の公衆浴場の営業に給水する場合において、水道使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の従量料金は、1月当たり使用水量が5,000立方メートルを超える分については、第1項の規定にかかわらず1立方メートルにつき500円とする。

(市長が定める共同住宅の料金の特例)

第31条の4 市長は、共同住宅の各戸の水道使用者であつて市長が定める基準に適合して

いるものについて特に必要があると認めたときは、その者の申請によつて各戸の水道使用者に第31条の2第1項及び前条第1項に定める料金を適用することができる。この場合において、各戸の水道使用者が使用する給水装置の給水管の呼び径は、その大きさにかわらず、13ミリメートルとみなす。

第32条 削除

(料金の算定)

第33条 料金は、隔月点検期日に水道メーターの指針を点検し、その使用水量をもつてその日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、点検期日以外の日に点検を行うことがある。

2 前項の使用水量は、各月均等に使用したものとして算定する。

(使用水量の認定)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定することができる。

- (1) 水道メーターに異状があるとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 水道メーターが設置されていないとき。

2 前項に規定する使用水量の認定は、前2月間の使用水量その他の事情を考慮して行うものとする。

(中途使用開始等の場合の料金)

第35条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、1月分として算定する。

2 月の中途において料率適用区分を異にすることとなつた場合において、その適用日数に差があるときのその月分の料金は、適用すべき日数の多い料率適用区分に応じた料率によつて算定し、その適用すべき日数が等しいときのその月分の料金は、新たに適用されることとなつた料率適用区分に応じた料率によつて算定するものとする。

3 給水装置を正規の届出なくして使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(概算料金の前納)

第36条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道使用の廃止届があつたとき清算する。

(料金の徴収方法)

第37条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2月分をまとめて徴収する。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

2 点検期日以前において水道の使用をやめた場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第38条 市長は、次の各号に掲げる事務についてその申請者から、当該各号に定める手数料を申請の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申請後に徴収することができる。

- (1) 分岐工事を伴う給水装置の新設又は改造の承認 1箇所につき2,800円
- (2) 指定給水装置工事事業者の指定等
 - ア 新規指定 1件につき10,000円
 - イ 指定更新 1件につき10,000円
 - ウ 指定に係る事項の変更 1件につき2,000円
- (3) 第13条第2項の設計審査
 - ア 新設又は全面改造工事 1件につき1,800円
 - イ その他の工事 1件につき1,000円
- (4) 第13条第2項の工事検査
 - ア 新設又は全面改造工事 1件につき2,800円
 - イ その他の工事 1件につき2,200円
- (5) 第41条第2項ただし書の規定による確認 1件につき21,000円
- (6) 上水道管理図の閲覧又は写しの交付 1件につき200円
- (7) 水道料金及び下水道使用料の納付に関する証明書の交付 1件につき200円
- (8) 国道、都道等の占用許可の申請 1件につき11,000円

(料金及び手数料の減免)

第39条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金及び手数料を減額又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第40条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

- 2 市長は、水道メーターの管理上又は点検上必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置について調査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。
- 3 前2項の措置に必要な費用は、措置を指示された者又はその必要を生ぜしめた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第41条 市長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその

基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 市長は、給水を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が第10条第3項に定める修繕費、第16条に定める工事費、第30条に定める料金及び第38条に定める手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由なく第33条の使用水量の点検又は第40条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置に水を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用することを中止するよう警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の撤去義務及び切離し)

第43条 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者（以下「所有者等」という。）は、当該給水装置を使用する見込みがなくなつたときは、これを撤去しなければならない。

- 2 市長は、給水装置が使用されていない場合で、水道の管理上特に必要があると認めたときは、所有者等の同意がなくても、当該給水装置を配水管又は他の給水装置からの分岐部分から切り離すことができる。この場合において、切離しに要した費用は、所有者等の負担とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により切り離した給水装置により再び水道を使用しようとする場合は、給水装置の新設の例による。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する市長の責任)

第43条の2 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、貯水槽水道の設置、管理、改修等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道に関する報告及び調査)

第43条の3 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、貯水槽水道の設置者からその管理の状況について報告を求め、又はその職員に、貯水槽水道の設置者の同意を得て、貯水槽水道の用に供する施設のある場所に立ち入り、その管理の状況について調査させ

ることができる。

- 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(貯水槽水道の設置等の届出)

第43条の4 貯水槽水道を設置しようとする者は、あらかじめ貯水槽水道の所在地、設置者の氏名その他の市長が定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 貯水槽水道の設置者は、前項の規定に基づき届け出た事項に変更があつたとき又は貯水槽水道を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(貯水槽水道に関する設置者の責任)

第43条の5 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道という。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理の状況の検査を行う等必要な措置を講じ、当該貯水槽水道を適切に管理しなければならない。

第7章 罰則

(過料)

第44条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第12条に定める市長の承認を受けずに、給水装置の工事を行つた者
- (2) 所定の手続を経ずに給水を他人に有償分与した者
- (3) 詐欺その他の不正の行為によつて料金又は手数料の徴収を免れようとした者
- (4) 給水の停止又は中止中みだりに止水栓若しくは制水弁を開き、又は市長が施した封かんを破封した者
- (5) 水道メーターの正常な作用を妨害した者
- (6) 正当な理由なく第33条の使用水量の点検又は第40条の検査を拒み、又は妨げた者

(料金を免れた者に対する過料)

第45条 市長は、詐欺その他の不正行為によつて、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第8章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行について必要な事項は、前2条に定めるものを除き、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

昭島市給水条例施行規程

平成2年8月31日水道部管理規程第2号

改正 令和2年12月1日水道部管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、昭島市給水条例(昭和42年昭島市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、水道メーターますその他の附属用具を備えなければならない。

(増圧給水設備)

第3条 条例第7条第2号の市長が別に定める増圧給水設備は、増圧ポンプ、逆流防止用機器及びその他の機器をもって構成し、給水管に直結する前条第1項の給水用機器をいう。

第4条 削除

(給水方式の決定)

第5条 給水方式は、直結式、受水タンク式及び直結・受水タンク併用式とし、給水の高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定する。

2 前項の給水方式の決定について必要な事項は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定に基づき管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が別に定める。

(給水管の口径)

第6条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管の埋設の深さ)

第7条 給水管の埋設の深さは、次の各号の区分により、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地内に埋設するとき。 40センチメートル以上。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (2) 公道に埋設するとき。 道路管理者が指示する深さ
- (3) 前2号以外の敷地に埋設するとき。 埋設する敷地の管理者又は所有者と協議して決定する深さ

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 配水管又は他の給水管からの分岐部分から水道メーターまでの部分の給水管については、市長の指定した材料を使用しなければならない。

2 前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継ぎ手、仕切弁等の給水用具及びこれら

を保護するための附属用具については、市長が指定した材料を使用しなければならない。

3 前2項の規定により市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に適合するものであることを示す特別な表示が付された製品

(2) 製品が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する基準に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

4 市長は、第1項又は第2項の規定により指定した材料の品目表を備え、一般の閲覧に供するものとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長が、災害等の対策上必要がない、又は施工技術その他の理由によりやむを得ないと認めた場合は、第2項及び第3項の材料以外の材料を使用することができる。

（危険防止等の措置）

第9条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、昭島市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプ（増圧ポンプを除く。）を直結させてはならない。

（増圧給水設備の定期点検）

第9条の2 増圧給水設備以下の給水装置の使用者又は管理人若しくは所有者のうち管理責任を有する者は、当該増圧給水設備の次に掲げる機能について、1年以内ごとに1回、定期点検を行わなければならない。

(1) 逆流防止機能

(2) 運転制御機能

(3) 前2号に掲げるもののほか、正常な運転に必要な機能

（給水管防護等の措置）

第10条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなけれ

ばならない。

- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、耐寒性能をもつ給水管を使用するほか、必要な耐寒の措置を講じなければならない。
- 4 酸、アルカリ又は漏えい電流などによって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他必要な措置を講じなければならない。

（給水装置の新設等の申込み）

第11条 条例第12条第1項の規定による工事（修繕を除く。）の申込み及び条例第13条第1項の指定給水装置工事事業者による工事（修繕を除く。）に係る設計審査、しゅん工検査の申込みは、給水装置（新設・改造・撤去）工事施行承認申込書（第1号様式）により市長に行うものとする。

- 2 前項の申込みは、申込者の依頼を受け指定給水装置工事事業者が行うものとする。

（利害関係人の同意）

第11条の2 条例第12条第2項の利害関係人がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 申込者と所有者が異なる家屋に給水装置を設置するとき。
- (2) 申込者と所有者が異なる土地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 申込者と所有者が異なる給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

- 2 条例第12条第2項ただし書の規定により利害関係人から同意を得ることができない場合は、市長は、申込者が同条第1項に規定する工事に関し生じる責任の全てを負う旨の誓約を当該申込者に求めるものとする。

（給水装置の新設等の承認等）

第12条 条例第12条第1項に規定する承認は、次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 給水装置の分岐に係る配水管又は他の給水管の給水能力の範囲内であること。
- (2) 給水管の口径が、第6条に規定する基準を満たすものであること。
- (3) 水道メーターの設置について、第17条から第19条まで（同条第4項から第6項までを除く。）に規定する基準に適合するものであること。
- (4) その他市長の給水管理に支障を及ぼさないこと。

- 2 条例第12条第1項に規定する承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更し、又は取消しをしようとする者は、遅滞なく給水装置（新設・改造・撤去）工事変更・取消届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- 3 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

（支分引用者への通知）

第13条 支分引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとする

るときは、支分引用者に通知しなければならない。

(給水装置工事の補修)

第14条 条例第13条第2項に規定するしゅん工後180日以内に給水装置が破損したときは、施工者の費用をもってこれを補修する。ただし、天災その他の事故又は水道使用者若しくは第三者の故意若しくは過失によるものと認めたときは、この限りでない。

(自己給水装置への直結)

第15条 給水区域内において自己給水装置に直結を申し出た場合は、令第6条に規定する給水装置の構造及び材質に適合すると認めた場合に限り、給水することができる。

(給水契約の申込み)

第16条 条例第22条に規定する給水契約の申込みは、水道使用届書（第3号様式）をもって行うものとする。

(水道メーターの設置位置)

第17条 水道メーターは、次に定める場所に設置しなければならない。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び引換作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(水道メーターの設置基準)

第18条 条例第23条第1項に規定する給水装置に水道メーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは1建築物について2個以上の水道メーターを設置することができる。

- (1) 増圧給水設備以下の給水装置が2戸以上の住宅専用として、設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 増圧給水設備以下の給水装置が住宅の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。
- (3) 前2号に該当するもののほか、市長が給水上及び建築物の構造上特に必要があると認めたとき。

3 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

第18条の2 前条第2項(第3号に該当するものを除く。)の場合において、水道メーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用者を区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、各戸ごとに設置することができる。

(2) 前条第2項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できる水道メーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、各戸ごとに水道メーターを設置することができる。

イ 非住宅部分については、市長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できる水道メーターを設置する。

2 前項各号の共用部分については、市長が計量上必要があると認めたときは、当該共用部分に水道メーターを設置することができる。

(受水タンク以下の装置)

第19条 条例第23条第2項に規定する特に必要があると認めたときの受水タンク以下の装置に水道メーターを設置する基準については、第18条第2項第1号及び第2号並びに前条の規定を準用する。この場合において、「増圧給水設備以下」とあるのは「受水タンク以下」と、「給水装置」とあるのは「装置」と読み替えるものとする。

2 水道メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、水道メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) 水道メーターの設置、点検及び引換作業を容易に行うことができるものであること。

3 水道メーターは、あらかじめ市長に申し込み条例第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない

4 前項の規定による申込みは、受水タンク以下装置（新設・改造）水道メーター設置承認申込書（第4号様式）により行うものとする。

5 第11条第2項の規定は、第3項の規定による申込みに準用する。

6 水道メーターを設置した受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用人及び設置者が負うものとする。

(受水タンク以下の装置の図面の提出)

第20条 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他の管理責任を有するものは、市長が水道メーターの設置上必要があると認めたときは、当該装置の図面を提出しなければならない。

(増圧給水設備受水タンク併存建物の給水管の呼び径等)

第21条 増圧給水設備以下の給水装置と受水タンク以下の装置とが併存する建物において、第18条の2第1項第2号イ（第19条において準用する場合を含む。）の規定により、増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下の装置に各非住宅部分に係る使用水量を一

括して計量できる水道メーターをそれぞれ設置する場合における水道の使用については、同一使用者が同一敷地内において2以上の水道メーターにより水道を使用するものとみなす。

（共同住宅の料金の適用基準）

第22条 条例第31条の4に規定する市長が定める基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 共同住宅の屋内に水栓が設置されていること。
- (2) 各戸ごとに水道メーターが設置されていないこと。
- (3) 各戸の水道使用者がもっぱら家事の用に水道を使用するものであること。

（料金の代納）

第23条 水道使用者は、料金の代納者を置くことができる。

- 2 前項の代納者を置き、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（料金の認定）

第24条 水道の使用者とその使用者に関する届出が事実と相違するときは、市長が認定する者から料金を徴収する。

（料金及び手数料の減免）

第25条 条例第39条の規定による料金及び手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げるところにより行う。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により児童扶養手当の支給を受けている者（生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者を除く。）料金のうち基本料金（当該基本料金から算定される消費税等相当額を含む。次号において同じ。）を免除
 - (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受けている者（生活保護法により生活扶助を受けている者を除く。）料金のうち基本料金を免除
 - (3) その他市長が特に必要と認める者 市長が必要と認める料金又は手数料を減額又は免除
- 2 前項の減額又は免除を受けようとする者は、水道料金等減免申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請について適当であると認めるときは水道料金等減免決定通知書（第6号様式）により、適当でないと認めるときはその旨を当該申請をした者に通知する。

（料金の減免の中止）

第26条 市長は、前条第3項の規定に基づき料金の減額又は免除を受けている者が減額又は免除の要件に該当しなくなったときは、減額又は免除の適用を中止し、その旨を当該減額又は免除を受けている者に通知する。

(切離し費用)

第27条 条例第43条第2項ただし書の市長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 配水管の移設等市長が施行する工事に際して、給水装置を切り離す場合
- (2) 所有者等が確認できない場合又は所有者等の所在が不明の場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、所有者等の負担とすることが不相当と市長が認めた場合

(貯水槽水道の管理及び管理の状況の検査の基準)

第28条 条例第43条の5第2項に規定する必要な措置は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成14年東京都条例第169号。以下「都条例」という。）に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、簡易専用水道以外の貯水槽水道のうち、都条例が適用されないものの設置者が講ずる条例第43条の5第2項に規定する必要な措置は、次に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成10年3月31日水管規程第3号）

（施行期日）

昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程（妙）

平成10年 3 月31日水道部管理規程第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、昭島市給水条例（昭和42年昭島市条例第32号。以下「条例」という。）第13条第 4 項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の基準）

第 2 条 指定工事業者の指定は、次の要件に適合している工事業者について行う。

- （1） 事業所ごとに、第15条第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）として選任されることとなる者を置く者であること。
- （2） 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ

（指定の欠格条項）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する工事業者は、指定工事業者の指定を受けることができない。

- （1） 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第20条の 2 で定めるもの
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3） 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に違反して、刑に処せられ、執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- （4） 第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- （5） その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- （6） 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の申請）

第 4 条 法第16条の 2 第 1 項の指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（第 1 号様式）を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 8 条第 2 項の規定に基づき管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 誓約書（第 2 号様式）
- （2） 個人の場合は、住民票の写し

(3) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書

(指定工事業者証)

第5条 市長は、指定工事業者としての指定を行った工事業者に対し、昭島市指定給水装置工事業者証（第3号様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、指定工事業者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに昭島市指定給水装置工事業者証再交付申請書（第4号様式）を市長に提出して再交付を受けなければならない。

3 指定工事業者は、事業を廃止したとき若しくは休止したとき、指定の有効期間が満了したとき、又は第8条の規定により指定の取消しをされたとき若しくは指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に返納しなければならない。

(指定工事業者の責務)

第6条 指定工事業者は、水道に関する法令並びに条例、昭島市給水条例施行規程（平成2年昭島市水道部管理規程第2号）及びこの規程を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号に掲げるいずれかが変更になったときは、当該変更があった日から30日以内に指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法人にあっては、役員の氏名

(3) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた給水装置工事主任技術者免状の交付番号

2 指定給水装置工事業者指定事項変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3 指定工事業者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事業者（廃止・休止・再開）届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定の更新)

第7条の2 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けようとする者は、同条第2項に規定する指定の有効期間の満了の日までに市長に申請しなければならない。

2 第2条から第5条第1項までの規定は、前項の指定の更新について準用する。

(指定の取消し又は停止)

第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指

定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第2条に適合しなくなったとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 次条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第13条第2項の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第14条第3項の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) 第15条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

- 2 前項各号に該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

(事業の運営に関する基準)

第9条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事（水道法施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。第6号及び第16条第1項第4号ウにおいて同じ。）ごとに第15条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第16条に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第16条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第10条 指定工事業者は、条例第13条第2項の設計審査を受けるときは、設計審査に係る申込書に設計図を添えて、市長に申し込まなければならない。

(工事検査)

第11条 指定工事業者は、条例第13条第2項に規定する給水装置工事検査（以後に定めるものを除く。）を受けるときは、当該工事完了した後速やかに使用材料を記入したしゅん工図を市長に提出しなければならない。

2 指定工事業者は、受水タンク以下の装置に水道メーターを設置した場合の検査を受けるときは、当該設置完了した後速やかにしゅん工図を市長に提出しなければならない。

3 指定工事業者は前2項の検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(工事物件の補償)

第12条 工事検査に合格した工事であっても、検査の日から起算して180日以内に破損したときは、次に掲げるものに起因するものを除くほか、当該工事を施行した指定工事業者在において無償で修繕しなければならない。

(1) 天災その他の事故

(2) 使用者又は第三者の故意又は過失によるもの

(主任技術者の立会い)

第13条 指定工事業者が工事検査を受ける場合は、当該工事検査に係る給水装置工事に指名した主任技術者又は当該工事検査に係る給水装置工事を施行した事業所に属するその他の主任技術者が立ち会わなければならない。

2 市長は、条例第40条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第14条 指定工事業者が給水装置の修繕を実施したときは、1月ごとに修繕報告書（第7

号様式)により市長に報告するものとする。

- 2 指定工事業者が漏水に係る修理を実施したときは、前項の報告書のほか、当該修理ごとに漏水修理報告書(第8号様式)により市長に報告するものとする。
- 3 市長は、指定工事業者に対し、前2項に規定するもののほか、当該指定工事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(主任技術者の選任等)

第15条 指定工事業者は、法第16条の2第1項の規定による指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(第9号様式)を市長に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、前項の規定により選任した主任技術者が欠けたときは、当該欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書を市長に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、前2項の規定による選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(主任技術者の職務等)

第16条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2項に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(講習会)

第17条 市長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置の工事に従事する者を対象とする講習会を実施するものとする。

(公示)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

る。

- (1) 法第16条の2第1項の指定をし、更新し、取り消し、又は停止したとき。
- (2) 指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

附 則（令和元年9月30日水管規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程第4条第1項の指定（以下「指定」という。）を受けている者のこの規程の施行の日以後の最初の改正後の昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程第7条の2第1項に規定する指定の有効期間の満了の日は、次の各号に掲げる指定を受けた日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 平成10年4月1日から平成11年3月31日まで 令和2年9月29日
- (2) 平成11年4月1日から平成15年3月31日まで 令和3年9月29日
- (3) 平成15年4月1日から平成19年3月31日まで 令和4年9月29日
- (4) 平成19年4月1日から平成25年3月31日まで 令和5年9月29日
- (5) 平成25年4月1日から令和元年9月30日まで 令和6年9月29日